

第5回地区庶務担当理事連絡協議会

平成21年9月30日（水）午後2時30分～

△森会長挨拶

森会長は冒頭の挨拶で新政権発足に触れ、自民党一辺倒であった日医は従来の方針を総括・反省し、今後の方針を示して行かなければならないと強調した。また、府医としては、新型インフルエンザ対策、診療報酬改定など医療を取り巻く問題が山積している中、政権交代により、政府の動きが不透明ではあるが、今後の動向を注視し、会員のご意見を反映しながら、日医を通して政権へ強く働き掛けていく方針であると述べた。

△報告ならびに協議事項

1. 広告可能な医師の専門性に関する資格名について（中野理事）

一定の条件下で医療機関が常時診療に従事する医師について広告することができる、いわゆる「専門医資格」について、今般、新たに、日本周産期・新生児医学会、日本生殖医学会及び日本小児神経学会からの届出が厚生労働大臣に平成21年7月23日に受理され、「周産期（新生児）専門医」「生殖医療専門医」「小児神経専門医」が追加されたことを報告し、周知を依頼した。（京都医報9月1日号42ページ参照）

2. 最近の中央情勢について（内田理事）

7月上旬から9月上旬にかけて、特に政権交代の影響を中心に社会・医療保険状況について説明した。

3. 麻薬免許の一斉更新について（三木理事）

麻薬免許の更新申請（20・21年有効の免許保持者）と受払数量届の提出の時期であることを報告し、必ず提出していただくよう周知を依頼した。特に、免許が失効した場合、麻薬の取扱いはもとより、在庫の所有についても麻薬及び向精神薬取締法違反として厳重に罰せられることを説明し、申請忘れには十分留意されるよう呼びかけた。（京都医報9月15日号付録参照）

4. 新型インフルエンザ対策について（柏井理事）

感染が拡大していることを受け、厚労省が9月8日に「新型インフルエンザ対策担当会議」を開催し、ワクチン接種事業の実施（案）を示したことを報告（京都医報10月1日号付録参照）するとともに、府医としては会員に参考になる新型インフルエンザ関連情報を京都医報付録等を通じて提供するよう努力しているのを是非活用していただくようと呼びかけた。次に新型インフルエンザ対応に関する意見調査結果について、回収率は約72%、「自院で行う予定」1190機関、「リスト掲載に同意」822機関であったことを報告し、近日中に医療機関リストを各地区に配布するので、各地区内の全医療機関に配布していただき、軽症患者についてはリストをご活用の上、まずは地域で対応していただくよう依頼した。

また、パーティション等の補助事業（京都医報9月15日号付録参照）の申込は現在ま

だ 30 機関であることを報告し、多数ご利用いただくよう呼びかけた。

続いて、季節性ワクチンについて触れ、今年は原則返品は受け付けないと考えていただきたいとし、また昨年の使用実績の 8 割であるといわれていることへの理解を求めた。次に新型インフルエンザワクチンの受託医療機関募集状況については、現在 1260 件の医療機関の応募があり、またその中でも「同意する」が多く、非常に心強く感じていると報告するとともに、今後も前向きな協力を依頼した。

「抗インフルエンザウイルス薬等の処方せん発行時の対応について」（京都医報 10 月 1 日号付録参照）をご参照の上、感染拡大防止へご協力いただくよう依頼した。

藤井理事より「インフルエンザ発生状況マッピングシステム」の利用方法について説明があり、データがより多く集積されればされるほど大きな力になるとして積極的な参画を呼びかけた。

地区からの新型インフルエンザワクチン受託医療機関募集に関する質問については次のとおり回答した。

- ① 集団接種、個別接種についての府医の方針 → すでに多くの医療機関に受託していただいているので、医療従事者、ハイリスク患者については原則個別接種で実施いただきたい、今後中高生、幼児に拡大されてきた時点では集団接種を併用しないと不可能であると考えており行政への要望は続けていく。
- ② 基礎疾患患者と医療機関とのトラブル → 基礎疾患のある患者に対するワクチン接種の判断は原則医療機関の裁量である。近日中に発表されるであろう厚労省の基準をもとに医療機関で決定していただきたい。但し、判断が困難な際は議論が必要であると思う。

最後に、安達副会長から新型インフルエンザワクチン接種については集団、個別の対応、アンプルの問題等、早急に対応すべき課題が山積していることから、山井政務官に直接連絡を取り慎重に対応してもらおうよう依頼したとの報告があった。

5. 学術講演会の今後の予定について（小野理事）

第 35 回京都医学会へのご協力に対し謝辞を述べた後、10 月に予定している京都府医師会学術講演会を紹介し多数の参加を呼びかけた。

6. 出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度実施における

当面の取扱いについて（西村理事）

出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度（京都医報 7 月 15 日号、9 月 15 日号保険だより参照）が 10 月 1 日から実施されるにあたり、当面の準備がどうしても整わない等、直接支払制度に対応することが直ちに困難な医療機関等への「例外的措置」について説明し、日医から正式な通知が届き次第、京都医報で周知することを報告した。